| 素材 | 白銅及び銅 |
| --- | --- |
| 品位 | 千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五 |
| 量目 | 四・八グラム |
| 形式 | <br> |
| 直径 | 二十二・六ミリメートル |

| 素材 | 白銅及び銅 |
| --- | --- |
| 品位 | 千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五 |
| 量目 | 四・八グラム |
| 形式 | <br> |
| 直径 | 二十二・六ミリメートル |

別表第四第五号中「別表第一第十三号」を「別表第一第十四号」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令の一部改正）

2　皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令（平成五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「別表第一第十一号及び第三十六号」を「別表第一第十二号及び第三十七号」に改める。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三